

参考資料

小平市立学校 学校危機管理マニュアルにおける
「地震に関わる防災計画」

1 学校危機管理方針

危機が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、児童・生徒、教職員、地域住民の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、危機管理対策の具体的な取組等に関する基本的方針を示し、教職員が総力を結集し、安全確保・人命救助に努める。

※「8避難所となった場合の対応」参照

2 危機管理体制

(1) 震災等の危機にあつては、次のとおり学校災害対策本部を設置し、適切な対応をとる。

①学校災害対策本部を設置する危機事象（震災関連）

ア 震度 **6弱**以上の地震が発生したとき。

イ 震度 **6弱**未満であっても被害規模（火災発生、公共交通機関の停止等）が甚大であるとき。

ウ 休日、夜間等の勤務時間外に震度 **5強**の地震が発生し、大きな被害が予想される場合において、小平市災害対策本部が設置されたとき。

エ 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合において小平市災害対策本部が設置されたとき。

②学校災害対策本部の設置時の役割分担

担当名		主な役割	主たる担当者
本部長		学校災害対策本部を設置し、全体指揮を行う。	校長
各班・係の責任者		各班・係への指示・連絡を行う。 各班・係からの報告を集約し本部長に伝える。	副校長
連絡班		情報を収集し、連絡体制を整える。	教務主任
施設班		震災による被害状況を把握し、報告する。	生活指導主任
救急医療班		救護体制の確立を図る。 救急用品（担架、毛布含む）の持ち出し。 児童・生徒のけがの状態、健康状態を把握し、必要に応じて対応（処置、関係機関との連絡等）をする。	養護教諭
消火班		初期消火体制を整える。 火災が発生した場合、消火活動を行う。	研究主任・進路指導主任 ・専科教員
避難所支援班		避難所となった場合、地区対との連絡・調整を行う。	研究主任・進路指導主任
搬出班		ラジオ、ハンドマイク、重要書類等の持ち出し。	事務職員
誘導班	1年	児童・生徒を安全に避難・誘導する。 ※原則は学級担任が行うが、上記担当者となっている場合、年度当初に各校の現状に応じて調整を行っておくこと。	1組〇〇〇〇 2組〇〇〇〇
	2年		1組〇〇〇〇 2組〇〇〇〇 3組〇〇〇〇
	3年		1組〇〇〇〇（算数担当） 2組〇〇〇〇
	4年		1組〇〇〇〇 2組〇〇〇〇
	5年		1組〇〇〇〇 2組〇〇〇〇（図工専科） 3組〇〇〇〇
	6年		1組〇〇〇〇 2組〇〇〇〇

※避難所支援班は消火班を兼ねる。

(2) 教職員の参集

夜間、休日等の勤務時間外において、震災等が発生した場合は、教職員は次のとおり勤務地に参集する。

①前(1)により学校災害対策本部が設置されたとき・・・全教職員

②小平市において震度5強の地震が発生したとき及び東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき(学校災害対策本部が設置されたときを除く。)・・・校長、副校長、事務主事、主幹教諭、主任教諭及びこれに準ずる担当

※交通状況により勤務校に来ることが困難な場合は、交通状況が確保されるまで、居住地の避難場所となっている学校の支援を行う。

教職員の役割

- ・被害状況の確認を行う。
- ・必要に応じて、児童・生徒の安否確認を電話や家庭訪問等により行う。
- ・学校が避難所となった場合、避難所支援担当者はその任に当たる。

(3) 臨時休業及び再開 (重要：(3)の内容は常時、学校ホームページに掲載してください。)

①休日・夜間等の、登校時間以外の時間帯において震度6弱以上の地震が発生した際は、当面の間、臨時休業とする。(全校対象)

②在校時において、震度6弱以上の地震が発生した際は、児童・生徒の引き渡しや集団下校等の対応後、当面の間、臨時休業とする。(全校対象)

③市立学校の再開は、学校ごとに校長及び教育委員会で協議した上で決定することとし、決定後、速やかに当該校の保護者及び市ホームページ等で周知することとする。

3 学校と地域との関係

〔地域関係機関(者)〕

- ・小平警察署・小平消防署・小平市(緊急初動要員初動地区隊を含む)・小平市教育委員会
- ・多摩小平保健所・小平児童相談所・小平市子ども家庭支援センター・民生委員児童委員、主任児童委員
- ・地域パトロール・青少年対策地区委員会

〔学校関係者〕

- ・学校経営協力者・学校協議会委員・PTA・保護者会

4 危機管理に関する年間計画等

(・防災(避難)訓練計画・学校危機管理に関する教員研修計画) ※…保護者・地域と連携した訓練

※防災(避難)訓練は月(8月除く)1回以上の実施が必要である。内容については、地震以外、火災(小平市の場合地理的に津波、土砂崩れ等の災害は考えにくい)についても記載

月	防災・避難訓練	学校危機管理に関する教員研修	備考(定期点検や地域等の連携した取組 など)
4月	①避難訓練(火災発生、授業中) ②校外学習中の防災訓練(学年ごと実施)	防火設備等の作動・使用訓練 消火訓練(※消防署に依頼)	施設・設備一斉点検 避難経路の確認 通学路の点検
5月	避難訓練(地震発生、授業中)	「防災ノート」を用いた授業についての研修① ※緊急初動要員初動地区隊との顔合わせ (校長連絡会、副校長連絡会にて実施)	
6月	避難訓練(火災発生、休み時間)	救急救命訓練(AED含む) (※消防署に依頼)	
7月	避難訓練(地震+火災発生、休み時間)	安全教育プログラムの活用に関わる研修①	
夏季休業中			通学路の点検

		※緊急初動要員初動地区隊と連携した避難所設置時の対応訓練 (令和5年度は7月21日《金》に各校にて実施)	
9月	避難訓練+引き渡し訓練 ※		通学路の点検 施設・設備一斉点検 避難経路の確認
10月	避難訓練+防災訓練(授業中) 消防署との連携 ※		※地域の防災訓練への参加
11月	避難訓練(火災発生、予告無し)	安全教育プログラムの活用に関わる研修②	
12月	避難訓練(地震+火災発生、授業中)		施設・設備一斉点検 避難経路の確認
1月	避難訓練(警戒宣言発令) 起震車・煙体験の実施	安全教育プログラムの活用に関わる研修③	
2月	避難訓練(火災・クラブ活動中)	「防災ノート」を用いた授業についての研修②	
3月	避難訓練(地震発生、授業中) ※	本年度の防災に関わる評価と 次年度の防災に関わる計画	通学路の点検

5 学校・学区の環境

(1) 学校敷地内

①校舎

本校の校舎は、昭和 年 に建築され、今年で築 年である。耐震工事は平成 年に行われ、大規模地震発生時でも倒壊・崩壊の危険性は低いと考えられる。

②校舎以外の施設設備

本校は武蔵野台地上にあり、大規模地震発生時において流砂現象による地盤沈下、地下水の噴出などの危険性は低いと考える。

(2) 学区

①学区の地質・地形の外観と危険度

本校の学区は武蔵野台地上にあり、大規模地震発生時において流砂現象による地盤沈下、地下水の噴出などの危険性は低いと考える。

市内には山や丘陵がないため、土砂崩れが起きる危険性はない。また、大きな河川も流れていないため、洪水の恐れも極めて少ない。

参考：※地震に関する地区危険度測定調査（東京都都市整備局）
www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.htm

②環境要因（通学路など）

本校の学区の南側には高層のマンションが建ち並ぶため落下物の危険性がある。また、学区西側には住宅が建ち並びその多くの家屋の回りにはブロック塀があるため、その倒壊が考えられる。さらに、東側には商店街があるためその看板等落下の危険性はある。

※工場が学区にある場合は、業務内容やそれに伴う火災、ガス漏れなどの危険性にも触れる。

ただし、記載内容の表現については企業等への配慮を行うこと。

(3) 施設・設備の安全対策

・学校設備・施設等の点検の実施

※学校は、定期的に学校施設・設備等の確認を行う。

「学校施設・設備等の点検リスト」（5月、夏季休業日中、11月、3月）（別添資料あり）

（その他、法令に基づく建築設備の定期点検は市教委が実施する。）

・避難経路の確認（毎日）

・消火器、屋内消火栓の使用の習熟

- ・災害発生時対応のための止水弁、ガス緊急遮断弁、消火器・屋内消火栓等の配置図
(※配置図を添付する)
- ・ライフラインの被害が生じた際の連絡先一覧（電話番号・担当者（係））

ライフラインの被害が生じた際の連絡先一覧表

	TEL / FAX	担当係・担当者	備考
ガス（第1連絡先）			
（第2連絡先）			
電気（第1連絡先）			
（第2連絡先）			
水道（第1連絡先）			
（第2連絡先）			
その他：			
その他：			
その他：			

6 地震発生時の基本行動

（1）地震発生時基本行動 I（校内での教育活動中）

〔児童・生徒〕

- ・教職員の指示に従い、机などの下に避難し、自らの安全と生命を守る。

〔教職員〕

- ・校内での教育活動中に大震災が発生した場合、揺れが収まったら、直ちに教職員は、避難経路の安全確認を行い、避難指示をする。教職員は児童・生徒を速やかに避難場所まで避難・誘導する。
なお、来校者がいる場合は、児童・生徒と同様に避難を指示する。

- ・その後、管理職及び連絡班担当が中心となり、児童・生徒の安否確認、震度、被害状況等、情報を収集する。

- ・その後の対応について指示をする。

（震度 5 強以上）保護者等による引き渡しの準備に入る。

※情報発信（学校ホームページ、一斉メール配信、災害時伝言ダイヤル等）

（震度 5 強未満で被害が甚大な場合）

教育委員会に連絡、相談する。

状況に応じ、保護者等による引き渡しの準備に入る。

※情報発信（学校ホームページ、一斉メール配信、災害時伝言ダイヤル等）

（震度 5 強未満で被害が甚大でない場合）

通常の教育活動に戻る。

（2）地震発生時基本行動 II（校外学習中）

①事前

〔教職員〕

- ・校外学習の事前指導にて、万が一の際の避難場所、避難する方角、集合場所などを指示しておく。
- ・班行動をさせる場合には、計画表を提出させる。（見学場所、移動手段、通る道、時間など）
実地踏査において、その地区の避難場所や津波や山崩れなどの危険箇所などを把握する。

②移動中・活動中 【※震度 5 強以上又は、震度 5 強未満で被害が甚大な場合を想定】

〔児童・生徒〕

- ・最寄りの安全な場所に避難し、自らの安全と命を守る。

※海岸付近の校外学習の際は、山側・高台に避難する。（教員は事前に避難する方向を示しておく。）

※山地、高原での校外学習の際は、事前に指示された場所に戻る。（走らないよう指示をしておく。）

〔教職員〕

- ・自分の担当場所に急ぐ。(避難場所、最終集合場所等)
- ・チェックポイントや本部から避難場所まで児童・生徒の行程表を基に、児童・生徒の安否確認を行う。
- ・情報収集及び学校への連絡をする。

〔学校〕

- ・保護者への連絡手段（状況についての連絡含む）を確保する。（学校掲示板、学校ホームページなど）
- ・状況によっては、学校にいる教職員が家庭訪問を行い、状況を伝える。
- ・引率責任者と連絡をとり、現地及び学校所在地までの状況を確認し、帰校するか現地に待機するか協議をする。その後、学校は教育委員会に現地の状況を連絡し、対応について教育委員会と協議する。
- ・帰校が可能な状況になった時点で、学校及び教育委員会は帰校のための交通手段の検討、手配を行う。

（３）地震発生時基本行動 Ⅲ（引き渡しについて） （別添参考資料あり）

- ・保護者または、「引き渡しカード」等に保護者が記載した引き渡し者であることを確認した上で、学校は、児童・生徒を引き渡す。
- ・小平市が震度 5 強以上又は、震度 5 強未満であっても被害規模（学区内で火災が発生している場合・公共交通機関の停止により保護者の帰宅が困難となることが見込まれる場合など）によっては保護者による引き渡しとする。

（４）地震発生時基本行動 Ⅳ（保護体制）

- ・保護者又は緊急引き渡し者が来校できず、帰宅が困難な児童・生徒は、校内で保護する。
- ・児童・生徒を保護する場合は、本部長（校長）の指示に従い、教職員はその任に当たる。

（５）地震発生時基本行動 Ⅴ（登下校時）

〔児童（生徒）〕

- ①児童・生徒が自宅の近くにいる場合（保護者が自宅にいる）
 - ・安全な場所に一時避難し、地震がおさまったら、自宅に避難する。
- ②児童・生徒が学校の近くにいる場合（自宅に保護者がいない場合なども予想される。）
 - ・安全な場所に一時避難し、地震がおさまったら、学校に避難する。
- ③児童・生徒が学校及び自宅に避難することが困難な場合
 - ・最寄りのいっとき避難場所に避難する。

〔教職員〕

- ①児童・生徒が登校していない（下校後）場合
 - ・地震がおさまったら、登下校中の児童・生徒の安否確認を行う。
 - ・地域の被害状況を確認する。
- ②児童・生徒の一部が登校している（下校していない）場合
 - ・児童・生徒を安全な場所に避難させる。
 - ・被害の状況により、保護者への引き渡しを行う。

（６）地震発生時基本行動 Ⅵ（教職員の出張時の対応）〔※震度 5 強以上又は、震度 5 強未満で被害が甚大な場合を想定〕

- ・交通状況を確認し、帰校する。
- ※出張等の現地在震度 5 強未満であっても、小平市に被害があると思われる場合は学校に連絡をとり、管理職に対応の有無を確認する。
- ・学校と連絡がとれる場合には、学校の被害状況との確認及び管理職からの指示を受ける。

【留意事項】

- 震災時、連絡手段が絶たれる可能性もあるので、年度当初に児童・生徒の震災時の帰宅方法について保護者等に日頃からも繰り返し保護者に周知する。（入学説明会、保護者会、学校便り、学校ホームページ等）
- 小平市が震度 5 強以上の場合、小・中学校とも保護者等による引き渡しとする。
その他、被害規模によっては学校待機となる。（その後の状況により、集団下校・保護者引き渡しの判断をする。）

7 警戒宣言時の基本行動

本部長（校長）は学校災害対策本部を設置する。（教職員が帰宅時は、教職員を委員として招集する。）
学校再開は、警戒宣言の解除宣言後とする。

（１）警戒宣言発令時の基本行動Ⅰ（児童・生徒在宅時）

〔児童・生徒〕

自宅にて待機し、地区の防災担当の指示に従う。（自宅待機指示、避難指示等）

〔教職員〕

学校は必要に応じて、地区の防災担当と協力し、児童・生徒の今後の指示を連絡する。

（２）警戒宣言時の基本行動Ⅱ（登下校時）

〔児童・生徒〕

自宅に近い場合は、急いで自宅に帰る。

学校に近い場合は、急いで学校に登校する。

自宅、学校ともに遠い場合は、近くのいっとき避難場所等に避難する。

〔教職員〕

学校は、児童・生徒の安否確認、照会、保護者への連絡を行う。

（３）警戒宣言時の基本行動Ⅲ（一部の児童・生徒が在校の場合）

〔児童・生徒〕

指示に従い、行動する。

〔教職員〕

状況によって、校庭、体育館等に避難させる。その後、保護者に引き渡しを行う。

（４）警戒宣言時の基本行動Ⅲ－①（校内での教育活動中であり、地震発生が数時間以内に想定される場合）

〔児童・生徒〕

指示に従い、行動する。（基本的には教室に集合し、身じたくを整えた後、学級ごと指示された場所に集合する。）全校児童・生徒が集合したところで、今後の対応について説明を聞く。

〔教職員〕

教室にて身じたくをさせた後、指定された場所にて整列させる。

全校児童・生徒が集合したら、現状と今後の対応について説明をする。

その後、人員確認を行い、引率教員のもと、安全な場所に避難する。

（５）警戒宣言発令時の基本行動Ⅲ－②（校内での教育活動中であり、地震発生が数日以内に想定される場合）

〔児童・生徒〕

指示に従い、行動する。基本的には教室に集合し、今後の行動について担任より説明を聞く。

〔教職員〕

教室にて、現状と今後の対応について説明をする。

教室にて身じたくをさせた後、指定された場所にて整列させる。

その後、人員確認を行い、引率教員のもと集団下校する。

保護者、地域への引率等の協力依頼をする。（学校ホームページや一斉メール等）

8 避難所となった場合の対応

◎学校は、地域住民の避難者、市民の生命・身体等の保護に積極的な役割を求められる一方、本来教育活動を目的とする施設でもあるため、非常時といえども、学校機能の早期回復が必要である。

そのため、学校災害対策本部は、緊急事態発生後直ちに、学校管理に必要な施設を確保するとともに、災害救助及び避難施設として開放に取り組む。

※緊急初動要員初動地区隊と協議した学校施設利用計画等がある場合は添付する。

【避難者の利用を想定しない箇所（学校管理・教育再開に向けて確保する施設）】

校長室・職員室・事務室・給食室・保健室、その他校長が定めた箇所

【避難者の受け入れ可能な箇所】

例：優先順位① 体育館

② 1階 会議室

③ 1階 普通教室

【施設の鍵の保管・管理及び使用について】

例：学校と他機関とで共有する鍵（青色札）

学校が保管する鍵（黄色札＋赤色札）

【避難所支援担当者とその役割】

担当内容	担当者
緊急初動要員初動地区隊との連絡調整	副校長
開放施設等表示の担当	教務主任
避難者誘導に関わる調整の担当	研究主任（小）・進路指導主任（中）
児童・生徒に関わる内容についての担当	生活指導主任
救護に関わる調整の担当	養護教諭
備品に関わる調整の担当	事務職員

9 授業再開に向けた対応

・児童・生徒の安否確認

・施設、教材、教具の被害状況の把握と対応

授業再開に向け、施設や教材、教具の被害状況を把握するとともに、児童・生徒の教科書、文房具等学習に必要な物品の被害状況を確認する。その被害状況を教育委員会に報告する。

※施設…教育庶務課

※教科書関係・教員の配置・再開における教育内容…指導課

※給食関係、医薬品・文房具等消耗品や備品…学務課

・授業再開に向けた準備

校舎等の安全確認・整備を行う。教育活動に最低限必要なスペースの確保を行う。

児童・生徒の通学路の安全確保を行う。

授業再開に当たっては、地区担当者引率による集団登校・集団下校などの対応も考える。

教材・教具等、被害が大きい場合は、残された物品等を工夫し授業を再開させる。

・授業再開時期の決定

極力早い時期の授業再開を目指す。再開に当たっては、教育委員会と協議する。

・授業再開の保護者周知

学校ホームページ（使用可能時）、学校や地域の掲示板、各家庭へのプリント配布を行い周知する。

・児童・生徒の心のケアの充実

校長は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー・教育相談員など臨床心理士等の派遣を検討する。

・転出入に伴う対応

避難先が遠距離の場合は、原則として転退学の手続きが必要であることを学校ホームページ、学校や

地域の掲示板、避難所の掲示板等を利用し保護者に周知する。

・その他

震災の被害の状況によっては、保護者から様々な相談が寄せられることが考えられる。相談の窓口となる担当者（可能であれば副校長・主幹教諭）が当たり、その内容の相談機関を紹介する。

学校に関わる関係団体の対応

1 学童クラブの児童への対応	
一部の学年が学童クラブを活用しており、学校管理下で教育活動をしている他の学年の児童を学校が避難誘導した場合	
・学童クラブ指導員が、学童クラブの児童を避難場所まで避難誘導する。	
・その後、学童クラブ指導員は、学校と同じ対応を取る。	
※引き渡しとなった場合、学童クラブ指導員は、保護者等へ学童クラブの児童を引き渡す。	
学校管理下の児童がいない場合	
・学童クラブ指導員が、子育て支援課の指示により児童の安全確保及び保護をする。	
2 放課後子ども教室の児童への対応	
一部の児童が放課後子ども教室を活用しており、学校管理下で教育活動をしている他の児童を学校が避難誘導した場合	
・放課後子ども教室の実行委員が、放課後子ども教室の児童を学校の避難場所まで避難誘導する。	
・その後、放課後子ども教室の児童は、学校の管理下となる。	
学校管理下の児童がいない場合	
・放課後子ども教室の実行委員が放課後子ども教室の児童の安全確保及び保護をする。	
3 遊び場開放の児童への対応	
・監視員が利用児童の安全確保及び保護をする。	
4 校庭開放に来ている利用者児童等への対応	
文化スポーツ課申請のもの	・利用団体責任者が利用者の安全確保及び保護をする。
学校申請のもの	
5 体育館開放に来ている利用者への対応	
文化スポーツ課申請のもの 【市立小学校・小平第一中学校・花小金井南中学校】（団体）	・利用団体責任者が利用者の安全確保及び保護をする。
学校申請のもの	
文化スポーツ課申請のもの 【小平第一小学校～小平第七小学校】（個人）	・管理指導員と利用者自身が安全確保を行う。
6 青少年対策地区委員会の行事に来ている児童への対応	
・青少年対策地区委員及び地域が児童の安全確保及び保護をする。	